

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成17年9月2日(2005.9.2)

【公開番号】特開2004-101863(P2004-101863A)

【公開日】平成16年4月2日(2004.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-013

【出願番号】特願2002-263571(P2002-263571)

【国際特許分類第7版】

G 0 2 F 1/1368

G 0 2 F 1/13

G 0 2 F 1/1345

【F I】

G 0 2 F 1/1368

G 0 2 F 1/13 1 0 1

G 0 2 F 1/1345

【手続補正書】

【提出日】平成17年2月9日(2005.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のゲート線と複数のドレイン線と複数の画素電極とが形成された第1の基板と、前記第1の基板に対向して配置された第2の基板との間に液晶層を有する液晶表示装置であって、

前記第1の基板は前記画素電極の形成された画素領域と前記画素領域を囲む周辺領域とを有し、

前記周辺領域に検査用端子が形成され、前記検査用端子の上に液晶駆動用の半導体チップが前記検査用端子と電気的に絶縁されて配置されていることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項2】

請求項1において、前記半導体チップはドレインドライバとゲートドライバとの2つの半導体チップからなり、前記検査用端子の上には前記ドレインドライバが配置されていることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項3】

請求項1において、前記検査用端子はドレイン線検査用端子とゲート線検査用端子とを含むことを特徴とする液晶表示装置。

【請求項4】

第1の基板と第2の基板との間に液晶層を有する液晶表示装置であって、

前記第1の基板は画素電極を有する画素領域と前記画素領域を囲む周辺領域とを有し、

前記周辺領域には3つのドレイン線検査用端子と4つのゲート線検査用端子とが配置され、

前記3つのドレイン線検査用端子と前記4つのゲート線検査用端子との上に半導体チップが配置されていることを特徴とする液晶表示装置。

【請求項5】

請求項4において、前記ドレイン線検査用端子は赤用ドレイン線検査用端子と緑用ドレ

イン線検査用端子と青用ドレン線検査用端子とからなることを特徴とする液晶表示装置。
。

【請求項 6】

請求項 4において、隣合うゲート線は異なるゲート線検査用端子に接続されることを特徴とする液晶表示装置。